令和元（2019）年度

高校生等奨学給付金（栃木県奨学のための給付金(公立)）

申請の手続き等について

栃木県では、授業料以外の教育費（※）の負担を軽減するため、一定の要件を満たす

世帯に対し、「栃木県奨学のための給付金（公立）」を支給します。

（貸与ではないので返還不要です。）

※授業料以外の教育費（例示）… 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、

生徒会費、ＰＴＡ会費、入学学用品費等

**■１．支給対象 ■**

**令和元年７月１日時点**で、次の(1)～(3)の全てに該当する世帯の保護者等 です。

　(1) 保護者等（原則として父母）が**栃木県内に住所を有する**こと

 (2) 公立の高等学校、高等専門学校(第３学年まで)等に在学する高校生等がいること

 (3) 次のいずれかに該当すること

ア）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による**生業扶助（高等学校等就学費）が措置**されていること　（以下、「生活保護受給世帯」という）

イ）保護者等全員の平成３１年度（平成３０年所得分）の**道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税**であること　（以下、「県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」という）

【注意事項】

　※ (1)に関して、「保護者等」とは、原則、親権者。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に「保護者等」に該当する。

　※ (3) イ）に関して、課税証明書における県民税・市町村民税所得割が０円となっている場合のみならず、**１～９９円の場合も該当**します。（１００円未満は切り捨てにより非課税となるため。）

※ (3) イ）に関して、平成３１年１月１日時点で**保護者等（全員又は一部）が国外に在住**していたため、課税証明書が取得できず、県民税・市町村民税所得割が確認できない場合は**対象外**です。

※ 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成１１年４月３０日厚生省発児第８６号）」による**措置費等の支弁対象**であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は**対象外**です。

※ 高校生等が７月１日時点において**休学**している場合は**対象外**です。ただし、当該年度の１０月末日までに復学した場合には対象となります。（この場合、支給の判断基準日は７月１日です。）

**■２．高校生等一人当たりの支給金額（年額）■**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分番号 | 世帯区分 | 支給額 |
| ① | 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等 | 32,300円 |
| ② | 県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等 | 通信制 | 36,500円 |
| ③ | 全日制定時制 | 第１子　 | 82,700円 |
| ④ | 第２子以降ア　２人目以降※１イ　世帯に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる※２ウ　世帯に②（通信制）に該当する兄弟姉妹がいる | 129,700円 |

※１　県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている２人目以降の高校生等

複数の高校生等を扶養する世帯における③、④の区分は、必ずしも「兄・姉」が③、「弟・妹」が④に限定されるものではなく、いずれか１人については③の区分とし、その他の者については④の区分となります。同様に、双子もしくは三つ子以上の場合、「兄・姉」と「弟・妹」の別を問わず、１人については③の区分、その他の者については④の区分となります。

※２　県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている１５歳（中学生を除く。）以上２３歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等

１５歳以上２３歳未満の扶養されている兄弟姉妹の年齢については、認定基準日（７月１日）における年齢で判断します。

**■３．支給の申請■**

給付金の支給には**申請が必要**です。

支給申請書（別記様式第１号）に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、持参

または郵送にて提出してください。（県内の高等学校等に複数の高校生等がいる場合は、

それぞれの高等学校等に申請してください。）

　＊提出先 ：

小山工業高等専門学校 学生課学生係（平日 8：30～17：00）

〒323－0806 栃木県小山市大字中久喜 771

 ℡ 0285-20-2147



＊提出期限 ： **７月３１日（水）**（消印有効）

＊申請添付書類一覧（申請書に添付してください。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分番号 | 世帯区分 | 所得の確認書類 | 扶養の確認書類 | 在学の確認書類 | 給付金の支給口座の確認書類 |
| ① | 生活保護受給世帯 | 生活保護受給証明書【注ア】 | なし | 在学証明書 | 口座届出書及び通帳の写し【注オ】 |
| ②③④ | 県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯 | 県民税・市町村民税課税（非課税）証明書等【注イ】　　又は個人番号カードの写し及び本人確認書類【注ウ】（保護者等全員分） | 健康保険証の写し【注エ】（高校生等の分）（15歳以上23歳未満の兄弟姉妹の分） |

【注意事項】

（ア）７月１日以降の発行日のもの。

生業扶助（高等学校等就学費）の受給中であることを証明できるもの。

（イ）平成３１年度（平成３０年所得分）の県民税・市町村民税所得割が非課税である旨を確認できるもの。

（ウ）個人番号カードの写し及び本人確認書類は、保護者等全員分が必要です。

（エ）健康保険証の写しは、該当者（高校生等の分、１５歳以上２３歳未満の兄弟姉妹分）全員分が必要です。

（オ）口座届出書は、別添のとおりです。原則として**申請者（保護者等）名義の口座**にしてください。

名義、店番号、口座番号が分かる通帳のページの写しを一緒に提出してください。

**■４．支給の方法等■**

申請された内容を審査し、支給決定の通知を郵送します。（１０月末予定）

給付金の支給は、１１月中旬を予定しており、口座届出書に記載された**口座に一括して振り込み**ます。

（不明な点がある場合などは、必要に応じて申請内容の確認を行い、修正または追加資料の提出を求めることがあります。）

**■５．申請書記入上の注意■**

　申請書記入に当たっては、**記入例や「記入上の注意」を十分に参照の上**、記入してください。

**■６．留意事項■**

　ア　高校生等が、過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には，給付金の受給資格はありません。

　イ　２校以上の学校に在学している場合は、いずれか１校を選んで申請をしてください。

お問い合わせ先

**小山工業高等専門学校 学生課学生係**

 **電話 0285-20-2147（平日 8：30～17：00）**

もしくは

**栃木県教育委員会事務局　総務課　総務担当**

**電話028-623-3354　（平日 8:30～17:15）**